

令和 年 月 日

都道府県労働局長あて

〇〇県（市町村）

〇〇県（市町村）の職員であった者で健康管理手帳の交付を受けたものに対する健康診断の取扱いについて

〇〇県（市町村）の職員であった者で、職員として有害業務に従事したことにより、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条に規定する健康管理手帳の交付を受けたものに対する健康診断については、下記のとおり取り扱うこととしているので、了知されたい。

記

- 1 健康診断の実施方法（(1)～(3)のいずれかを記載）
 - (1) 〇〇県（市町村）の負担により、従前のおり、厚生労働省労働基準局長が定める方法等と同様の方法等により、健康診断を実施する。
 - (2) 〇〇県（市町村）の負担により、新たに自らが定める方法等により、健康診断を実施する。
 - (3) 健康診断を実施しない。

- 2 健康診断費等の請求先（住所、電話番号及び担当部署。ただし、健康診断を実施しない場合は不要）
 - (1) 医療機関からの健康診断費用の請求先
 - (2) 手帳所持者からの受診旅費の請求先